「令和５年度包括的支援体制づくり推進会議」報告書

包括的な支援体制づくりのはじめの一歩

～チームでわがまちをデザインする～

発行　社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

（監修　兵庫県福祉部地域福祉課）

目　次

はじめに 1

第１章　包括的な支援体制整備の基礎理解 2

（１）私たちが目指す「地域共生社会」とは～体制づくりの前の基本的視点～ 2

（２）体制づくりが求められる背景 4

（３）体制づくりにあたっての共通的な視点 5

第２章　包括的な支援体制づくりの進め方 10

ステップ１　行政と社協の意識づくりに向けた場づくり（チーム形成の基盤） 11

ステップ２　チームで行う３つの点検 13

（１）相談支援機関の滞留ケースの洗い出し 13

（２）地域の協同力アセスメント 15

（３）自治体セルフチェック 17

ステップ３　３つの点検を通じた課題整理 21

ステップ４　ネットワーク形成図の作成 24

ステップ５　ネットワーク形成図を機能させるための検討と進行管理 29

資料 30

①　社会福祉法（抄） 31

②　厚生労働省令和５年８月８日「重層的支援体制整備事業の実施について」
（別添１「重層的支援体制整備事業の実施における留意事項」） 34

③　兵庫県第５期地域福祉支援計画概要 36

④　令和５年度重層的支援体制整備事業４者協議モデル事業　実施要領 37

⑤　令和５年度包括的支援体制づくり推進会議　設置要項、委員名簿 38

＜参考文献＞

○　評価指標開発委員会・平野隆之編『重層的支援体制整備事業における評価活動のすすめ 所管課エンパワメント・ハンドブック』（2022.3・全国コミュニティライフサポートセンター）

○　藤井博志監修・広島県社会福祉協議会編集『チームでまちをデザインする 包括的な支援体制づくりハンドブック』（2023.3・広島県社会福祉協議会）

○　藤井博志、髙原伸幸、井岡仁志編著『チームでまちをデザインする 包括的な支援体制・重層的支援体制整備事業－推進体制のための協働形成と基本設計づくり－』（2023.8・全国コミュニティライフサポートセンター）

はじめに

平成 29 年の社会福祉法改正により、地域福祉推進の理念が規定され、これを実現するために、市町村は「包括的な支援体制」づくりに努める旨が示されるとともに、そのための方策の一つとして、令和２年の社会福祉法改正により任意事業である「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

重層的支援体制整備事業は、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の３つの事業を一体的に実施することとされています。また、「既存の業務の総量を減らすための仕組みではなく、支援関係機関単独では対応が難しいケースに対し、各機関等が本来の機能を発揮し、また、住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら『チーム』として支援していく仕組みである」とされています。

当初、県内では数カ所程度の実施という滑り出しでしたが、県を通じた国のアンケートでは、今年度の実施済みと令和６年度以降の実施予定を合わせると、県内の約５割の自治体が重層的支援体制整備事業の実施を予定しており、今後も本事業をきっかけに、包括的支援体制の構築や地域福祉の推進に取り組もうとする自治体も多く出てくると考えられます。

しかし、包括的な支援体制づくりは自治体の裁量範囲が広く、国の重層的支援体制整備事業実施要綱や自治体事務マニュアルだけでは、地域の実情に応じた柔軟な制度設計や推進方策の検討に苦慮することが少なくないことが想定されます。

このようなことを背景に、本会では令和４年度の「包括的な支援体制づくりセミナー」にて日本福祉大学の平野隆之教授より、重層的支援体制整備事業における評価活動と「Ａ＋Ｂ＋Ｃモデル」を市町行政・市町社協と学びました。

また、関西学院大学の藤井博志教授と広島県の関係者による数年にわたるチーム方式の取り組みの効果が検証されたことを参考に、令和５年度は「包括的な支援体制づくり推進会議」を設置し、市町行政・市町社協・県・県社協による「重層的支援体制整備事業４者協議モデル事業」や「包括的な支援体制づくりセミナー」を実施しました。

これらの先行研究・実践（参考文献参照）をベースに、本県での取り組みを加え、各市町が一歩を踏み出せるよう、具体的な方策を検討して、包括的な支援体制づくりの足掛かりまでの導入的なものとして本書にまとめました。

研究者・実践者をはじめとする関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

本書は、包括的な支援体制づくりに関わる自治体のすべての部局と、地域づくりの中心的な役割発揮を期待される社協を主な読み手として想定し作成しています。

報告書発行の目的は２つです。

①関係者が包括的な支援体制整備に必要な要素の全体像を理解すること

②関係者が話し合いを重ねるプロセスを通して体制整備を進めるチームをつくること

みなさんが本来の目的を見失わず、これまでの地域の蓄積をいかした包括的な支援体制がデザインできるよう本書を活用いただければ幸いです。

最後になりましたが、同推進会議でご論議いただいた委員のみなさま、委員長としてご指導いただきました同志社大学の永田祐教授、同モデル事業でアドバイザーとしてご指導いただきましたローカリズム・ラボの井岡仁志代表に、心より感謝申し上げます。

令和６年３月　兵庫県社会福祉協議会

第１章　包括的な支援体制整備の基礎理解

（１）私たちが目指す「地域共生社会」とは
～体制づくりの前の基本的視点～

兵庫県が目指す「地域共生社会」とは、「年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として包摂され、多様なつながりの中で互いがかけがえのない人間として尊重し合い支え合う社会」です。

一方で、地域社会には、例えば生活困窮に陥った人、障害のある人、引きこもりの人、外国人等、社会から孤立している人や排除されやすい人が現実に存在しています。つまり「地域共生社会」が掲げられる背景に、“共生できていない現実”があることの認識が欠かせません。

この手引きでは、どのように体制づくりを進めるのか、その足掛かりを示していますが、まず、重層的支援体制整備事業の前に、差別・偏見を含めた孤立や排除が現に存在していることを認識する必要があります。その上で、社会的に弱い立場の個人が認められ、軋轢を乗り越えるために、権利を守り、地域社会に包摂される「ソーシャルインクルージョン」の視点を中心に据え、地域社会に対し、地域生活課題を抱える人を正しく理解する働きかけが重要です。

また、「地域共生社会」の実現は、行政の政策や制度だけで成し得るものではありません。当事者を含む住民は「地域共生社会」の単なる担い手ではなく、話し合いを重ね、地域のありようを決める主体であるという視点で、住民とともに「地域共生社会」の実現を目指す姿勢と取り組みが不可欠です。

助けられがちな障害者が地域の高齢者を助ける側へ　（淡路市社協）

淡路市社協が運営する「いづかしの杜」（就労継続支援B型）は、障害者とともに、買い物が困難な市内の小規模な過疎集落に移動販売を実施しています。

住民からは「近所に店がなくなり、近くまで来てもらえるのは助かる。ありがたい」という声。当初、販売を担当する障害者の不慣れな対応に住民が苦言を呈することもありましたが、回を重ねるうちに障害者への理解が進み、つながりが生まれています。

「計算間違えたらあかんから、ゆっくりでええで」と声をかけたり、「あの兄ちゃん、この前、帰りの車の窓から手を振ってくれるようになったんよ」と随行する職員に嬉しそう話したりする場面もあります。

障害者に高齢者がありがとうと伝えたり、障害者のちょっとした変化を高齢者が語ったりする。助けられがちな障害者が助ける側への転換につながる取り組みが続いています。

どんな人でも人とつながり、居場所と役割があるまちづくりを目指して
（明石市「ボランティアはなぞの」）

「ボランティアはなぞの」（以下「はなぞの」）は、高齢者の健康教室、毎月の一人暮らし高齢者・障害者へのあったか訪問、有償の生活支援、誰でも参加できるみんな食堂等、属性を問わないさまざまな活動を実施している地域住民のボランティアグループです。

はなぞのが拠点にしている「西明石サポーティングファミリー」は、市から運営委託を受ける「地域支え合いの家」の一つで、常設で開設され、介護や生活の悩みがある人のよろず相談所のような役割も担っています。

ある平日の日中、健康教室の準備をしていると、見慣れない20～30 代の男性がふらっと受付に来ました。最初、みんなは戸惑いましたが、ボランティアの一人が、以前、男性の母親（故人）が拠点でボランティアをしたことがあることを思い出し、この日は様子を見ることにしました。一ヵ月後、また男性はやってきました。ボランティアからは「どんな生活をしているんだろう、気になるわ」との声。お茶出し等しながら、さりげなく話しかけると、少し受け答えがおぼつかないように感じました。

何かできることがないかと考えたボランティアらは、男性の自宅を知っている住民をつてに、以前からはなぞのの学習会に携わっている在宅介護支援センターの専門職とともに自宅を訪れました。男性と同居の父親と会い「自分にもしものことがあったらこの子が心配」という切実な胸の内を聴き、父親以外にも頼れる居場所や人とつながれる方法を一緒に考えました。

その後、男性は就労継続支援事業所に通いつつ、すっかり拠点にも馴染んで、スクールガードとして、他のボランティアとともに小学生の下校時の見守りを続けています。

なぜ、このような自然な支え合いが生まれるのでしょうか。その要因は大きくは2つあります。

一つは、ボランティアの主体性を育む仕組みづくりをこの地域を愛する住民自身が行ったことです。ボランティアを防災や福祉といったテーマごとに分けて、それぞれに役割を意識したリーダーを設ける等、チームで課題に向き合うことで意識を高めてきました。

もう一つは、専門職と協働したボランティアの地域福祉の意識づくりです。障害者、高齢者、要援護者、子ども・子育て等、どんな状況にあっても地域でつながるまちづくりができるよう、前述の専門職が地域に出向き、生活者目線での学習会「命塾」を、拠点立ち上げまでの2か年間を含め、通算100回開催してきたことで、普段の暮らしの中での気づきの力が育まれました。

住民の地域福祉は一朝一夕ではできません。また住民だけで成し得るものでもありません。はなぞのでは、住民と専門職が一緒になって、新しい物語が生まれ続けます。

（２）体制づくりが求められる背景

従来の制度だけで対応できない現状
～縦割りを超え、早期発見・早期対応の仕組みづくり～

平成 26 年千葉県銚子市での母子世帯の事件では、当該世帯に関わっていた県の住宅局、市の保険年金課、社会福祉課、子育て支援課、社協等、この母子と関わった関係機関が「のりしろ」を出し合い、全体像を把握し、包括的に支援していれば事件を防げた可能性が指摘されています。

また、多重債務や雇用問題、心身状況の複合的な課題を抱える中で社会的に孤立し、制度があってもたどり着けない母親の姿や、縦割り意識が強く、連携して世帯の全体を把握して支援する体制がなかった関係機関の現状がみえます。

近年の社会変動により、8050 問題やダブルケア、ヤングケアラーに象徴されるように、家族、地域社会、安定した雇用とうまく結びつくことが難しい「社会的なつながりが弱い人」の課題が顕在化しています。

このような人（世帯）は、社会的に孤立していることで、より深刻な状況になることが少なからずあり、そういった問題は今後も増加していくことが予想されています。

一方で、複合多問題や制度の狭間の問題を抱えている場合、現行の制度では、単一の機関だけでは対応できないにもかかわらず、分野を超えた支援が不十分で、ライフステージで分断されてしまうという問題があります。

包括的な支援体制の整備は、このような状況を解決するため、行政の責務として社会福祉法に位置づけられました。

「縦割り」を包括化し、重度化する前に早期に発見し、早期に対応（予防）する仕組みとして包括的な支援体制の整備が求められています。

千葉県銚子市シングルマザーによる県営住宅強制退去当日の中２娘殺害事件

- 離婚後、母子は千葉県銚子市の県営住宅に居住し、給食センターのパート収入と児童扶養手当等で生計を立てていたが、元夫からの養育費が滞ったことを機に、元夫が残した借金や闇金の返済も重なり、生活苦から家賃を滞納。
- 平成25年3月、千葉県は長期滞納を理由に入居を取消し。滞納が解消されなかったため提訴し、平成25年11月に強制退去の判決が出された。
- 平成26年9月の強制執行当日、進退窮まった母親は、当初、自殺を考えたが、母親の体調を心配した娘が学校を休むことになり、母親は「母子心中」を思いつき、娘が運動会で着用していた鉢巻きを使って絞殺。その後、執行官が自宅を訪れたため、母親だけが残った。
- 事件前の平成25年4月、母親は保険年金課を訪れ、短期受給者証の交付を受けた際、担当者から生活保護を勧められ隣にある社会福祉課を案内されたが、制度の説明のみで利用には至らず、その生活状況について両課で情報共有はされていなかった。
- 県と市との間で家賃滞納や入居取消し等の情報共有もされていなかった上に、家賃の減免措置は母親からの申請がなかったため実施されていなかった。
- 社協からは娘の制服代等として生活福祉資金の貸付けも受けていた。

各機関が抱えるもどかしい課題の存在　～連携・協働のネットワークづくり～

各相談支援機関では、日々、相談にあたる中で、次のようなもどかしさを抱えていないでしょうか。

- 制度上の支援の関わりがなくなってしまっても、その後が気になる。
- ケースのことは世帯に関わる専門職や関係者、住民も含めて知っていたはずなのに、なぜ重度化してからつながるのか。
- 関係者が集まっても同じ温度感で協働できず、押し付け合いになってしまう。
- 制度だけではその人らしい暮らしにつながらないことはわかっていても、それ以上の手立てがない。
- 地域にはいろいろな力を持った人がいるのに、どうつながって良いかわからない。

包括的な支援体制は、各機関の既存の業務量を減らすための仕組みではなく、逆に負担を増やすものでもありません。

これまでそれぞれが抱え込んできた上記のようなケースや経験に対し、各機関が本来の機能を発揮するとともに、行政や専門職だけでなく、住民や地域のさまざまな主体が「チーム」となって支援していく仕組みであり、その本質は「ネットワーク」と「連携・協働」です。

（３）体制づくりにあたっての共通的な視点

包括的な支援体制の整備の法的な根拠と重層的支援体制整備事業との関係

平成 29 年の社会福祉法改正により、「地域共生社会の実現」（第４条第１項）に向けて、「地域福祉の推進」（第４条第２項）を図りつつ、「地域生活課題の解決」（第４条第３項）を図るよう特に留意しながら、その実現のため、「行政の責務」（第６条第２項）として「包括的な支援体制の整備」（第１０６条の３）に努める旨が規定されています。

また、令和２年の同法改正により、包括的な支援体制づくりを推進するための方策として、「重層的支援体制整備事業」（第１０６条の４）が任意事業という位置づけで追加されています。

社会福祉法での包括的な支援体制の整備の位置づけ

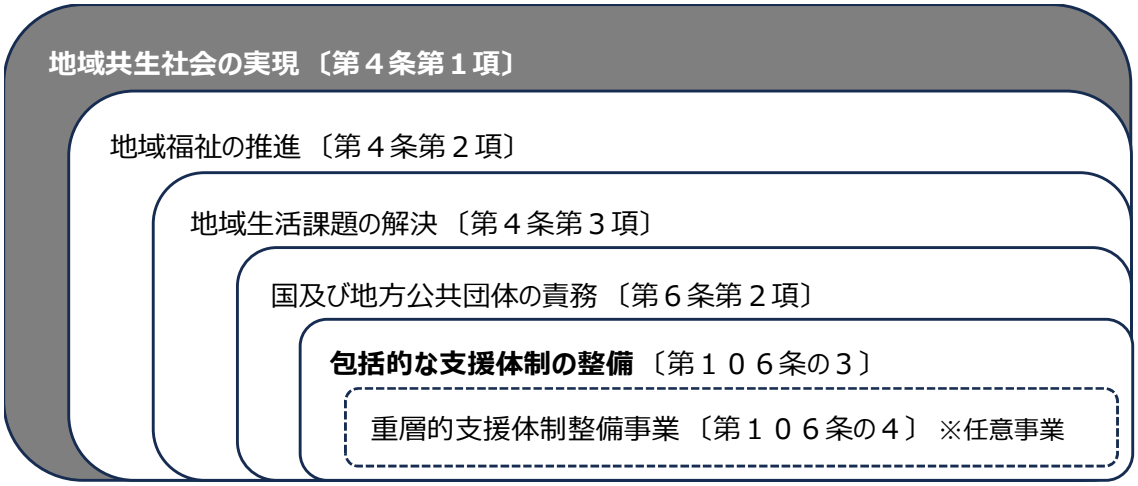

包括的な支援体制は、「地域住民等の主体的な課題解決」（社会福祉法第１０６条の３第１号）、「身近な圏域で相談を包括的に受け止める」（同第２号）、「市町村における多機関協働」（第３号）の三本柱で構成されています。

それぞれの柱と重層的支援体制整備事業の各構成事業は、下図のように関連しています。

包括的な支援体制と重層的支援体制整備事業の関係

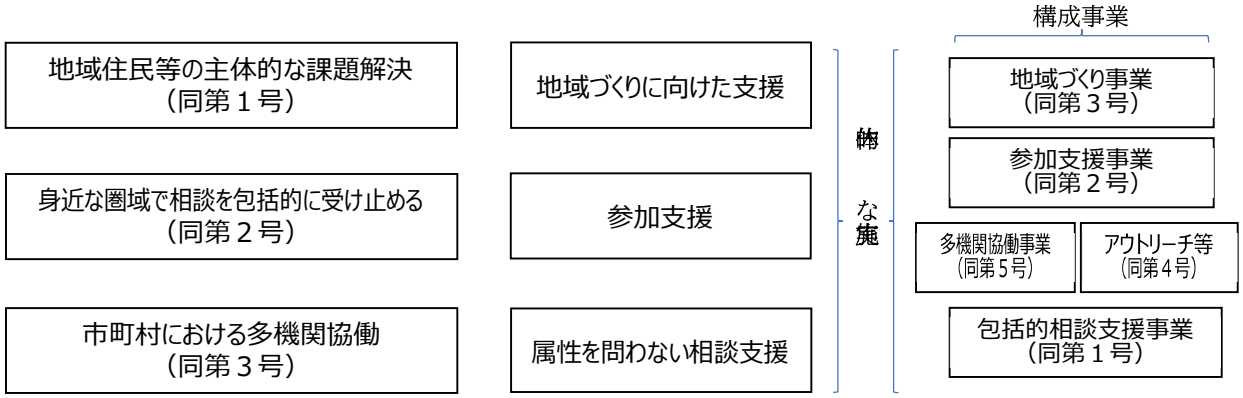

作成： 同志社大学　永田祐教授

重層的支援体制整備事業の全体像

重層的支援体制整備事業の全体像は次のようなイメージです。

【包括的相談支援事業】 まず、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず各相談機関は一旦、包括的に相談を受け止めます。

【多機関協働事業】 受け止めた相談のうち、複雑化・複合化し、各機関で解決できない場合は、それぞれが協働して解決できる仕組み（重層的支援会議等）をいかして課題を解きほぐしつつ、各機関が連携しながら支援できるようにします。

【アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】 長期にわたり引きこもりの状態にある人など、自ら相談に出向くことが難しいケースは各機関の専門職等が出向き、本人との関係づくりに向けて支援を行います。

【参加支援事業】 孤立し社会とのつながりが希薄な人には、本人のニーズと地域のさまざまな資源の間を調整し、社会参加への支援を行います。

【地域づくり事業】 併せて、社会的に孤立している人が社会参加できるよう、孤立や排除のない誰もが役割をもって社会参加できる土壌づくりや、居場所や就労など、これまでの取り組みもいかした参加の資源づくりを行います。

このように、新規事業と既存事業を組み合わせて、一体的に機能するよう設計することが大切です。（図参照）

重層的支援体制整備事業の全体像（イメージ）

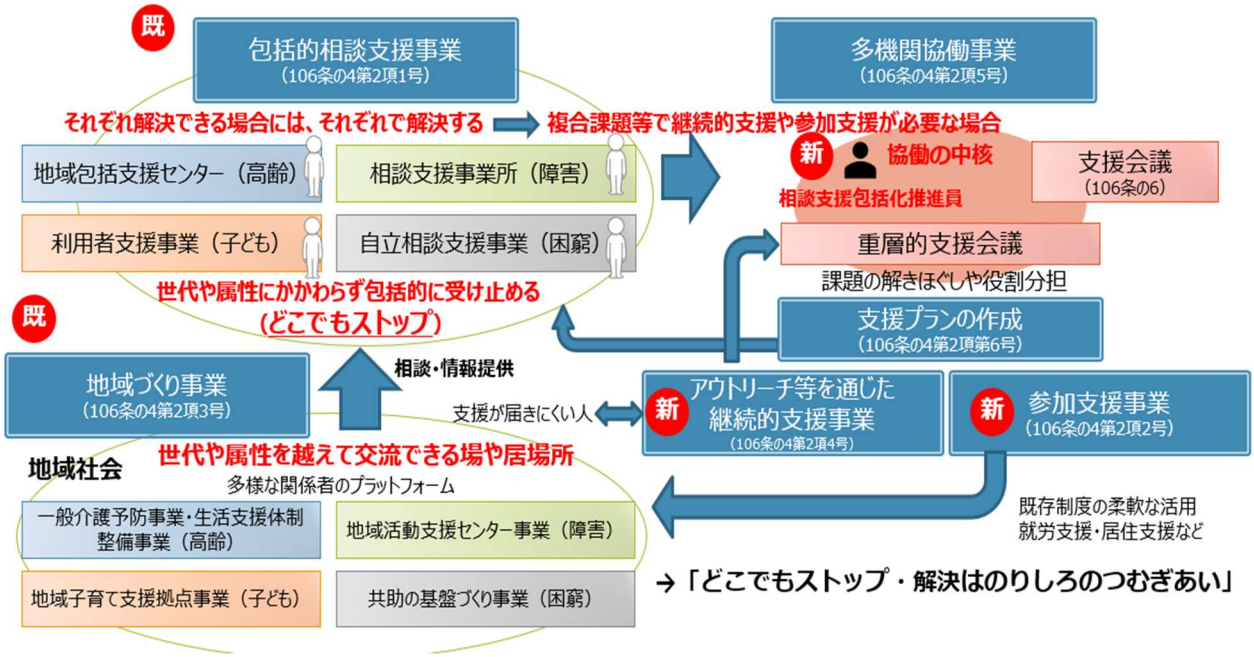

作成： 同志社大学　永田祐教授

「重層的」が意味する３つの重なり合い

重層的支援体制整備事業は、複合多問題や制度の狭間の問題を抱えているケース対応を特定の部署（窓口）や担当者に偏ることは想定しておらず、「チーム」として支援する仕組みとなっています。

このような体制を構築するためには、次の３つの「重層的」を意識した取り組みの必要性を関係者で押さえることが重要です。

この合意を経ずして実施すると、重層的支援体制整備事業によって、各分野や関係機関同士の新たな「押し付け合い」が発生してしまう恐れがあることが指摘されています。

「重層的」の３つの重なり合いの重要性

- 高齢・障害・子ども・生活困窮を始めとした各分野の支援の相互の重なり合いが重要であること
- アウトリーチ、相談支援、参加支援といった一連の支援の相互の重なり合いが重要であること
- 各福祉制度と、住民主体の地域活動等との相互の重なり合いが重要であること

出典：厚生労働省「重層的支援体制整備事業の実施について」別添１「重層的支援体制整備事業の実施における留意事項」（2023.8.8）より抜粋

住民・当事者が主役の地域づくり

これまで述べたように、包括的な支援体制や重層的支援体制整備事業には、必ず地域（住民）や生きづらさを抱えた当事者が存在します。

しかし、先行事例の中には、体制整備や事業実施に向けて「支援の体制」整備が検討の中心になる傾向が見受けられます。

ここで重要なことは、暮らしや生活の主役は住民や当事者であることです。

地域や当事者が抱える課題ばかりに捉われず、当事者一人ひとりが社会に参加し、活躍できる場や安心できる居場所があるのか、当事者と関わる中で住民の当事者に対する認識が変わるような取り組みが展開されているか等、住民や当事者自身を中心においた推進が地域づくりには求められます。

そのためには、相談支援から見えた個別課題に対応する地域づくり（福祉サイドからのアプローチ）はもとより、人や暮らしを中心に据えた興味・関心から始まる地域づくり（まちづくりサイドからのアプローチ）という双方のアプローチでさまざまな人が出会い、活動が交わる「プラットフォーム」が必要です。

その意味でも、福祉課題と近接領域にあるまちづくり分野（部署）との連携は重要となります。

多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

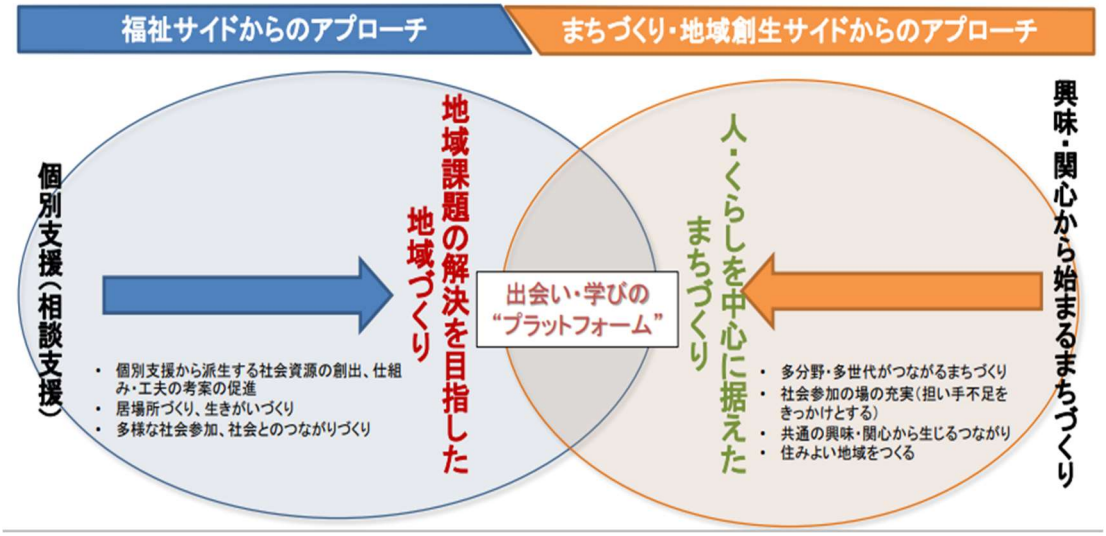

出典：厚生労働省　令和４年度「重層的支援体制整備事業人材養成研修」資料より抜粋

これまでの取り組みをいかす「Ａ＋Ｂ＋Ｃモデル」

冒頭にも述べたとおり、包括的な支援体制づくりは自治体の裁量範囲が広く、重層的支援体制整備事業の実施要綱や自治体事務マニュアルだけでは、「地域の実情に応じた」制度設計や推進方策の検討に苦慮することが少なくありません。

そこで、本書では、包括的な支援体制の整備は、地域の実情に応じて「あるものをいかす」（リノベーション）という観点に立ち、それを具体化するため、先行研究から導き出された「Ａ＋Ｂ＋Ｃモデル」の考え方を紹介します。

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、「個々の事業（Ａの部分）をどう運営するか？」ではなく、「個々の事業をどう一体的に実施するか？」を考える必要があります。

その際、まず、これまで自治体や地域で積み上げてきた蓄積（Ｃの部分）を振り返り、Ａの部分を一体的に機能させる体制整備（Ｂの部分）にいかせる事業や活動を抽出します。（具体的には第２章ステップ２「チームで行う３つの点検」を参照）

その上で、個々の事業を一体的に機能させる体制整備として、①行政・専門職のネットワーク、②住民と行政・専門職のネットワーク、③住民同士のネットワークの「３つの協働（ネットワーク）」※を充実させることを検討します。（具体的には第２章ステップ４「ネットワーク形成図の作成」を参照）

つまり、「Ａ＋Ｂ＋Ｃモデル」のＢの部分を重層的支援体制整備事業の「体制整備」として捉えています。

※藤井博志、髙原伸幸、井岡仁志編著『チームでまちをデザインする 包括的な支援体制・重層的支援体制整備事業－推進体制のための協働形成と基本設計づくり－』（2023.3・全国コミュニティライフサポートセンター）P7 参照

重層的支援体制整備事業「Ａ＋Ｂ＋Ｃモデル」の全体構造

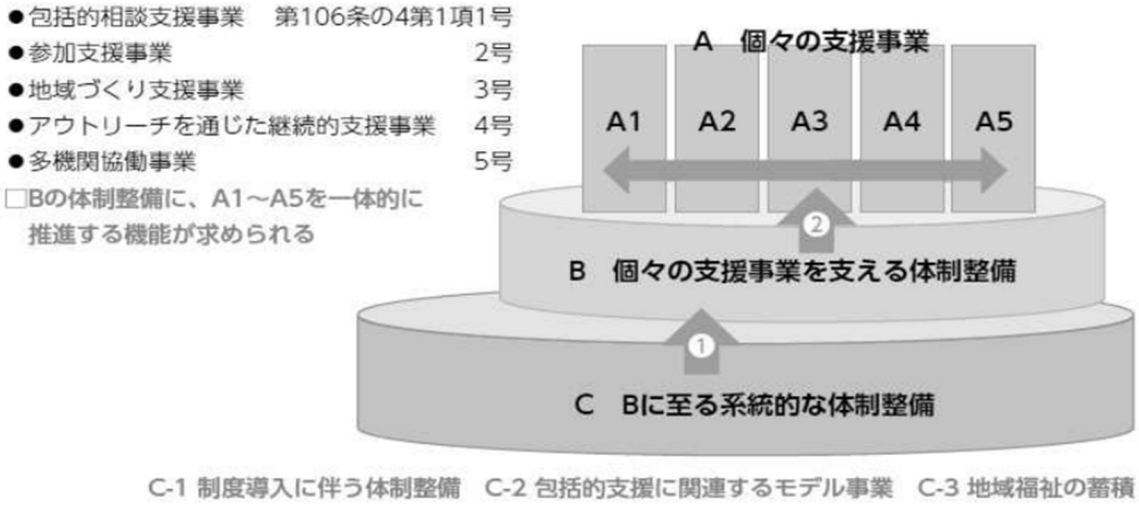

出典：評価指標開発委員会・平野隆之編『重層的支援体制整備事業における評価活動のすすめ 所管課エンパワメント・ハンドブック』（2022.3・全国コミュニティライフサポートセンター）

第２章　包括的な支援体制づくりの進め方

本章では、実際の包括的な支援体制づくりの進め方を５つのステップに分けて紹介します。ただし、協議の進捗やチームメンバーの意識の度合いによって、ステップ１～５が行き来することがあります。

特に、ステップ１は、ステップ２以降の話し合いを進める中で、体制整備の必要性の理解が深まったり、庁内連携会議の設置等の連携の体制づくりの必要性を共通認識したりすることが先行事例の中からも見えています。

その意味で、ステップ２から始めても構いません。

また、体制づくりに向けた話し合いのテーマや組み立て方の参考として「できるところから」「できるところまで」協議し、次のステップへ進めても構いません。

あまり最初から決めすぎず、柔軟に話し合いを進めましょう。

包括的な支援体制づくりの歩み方

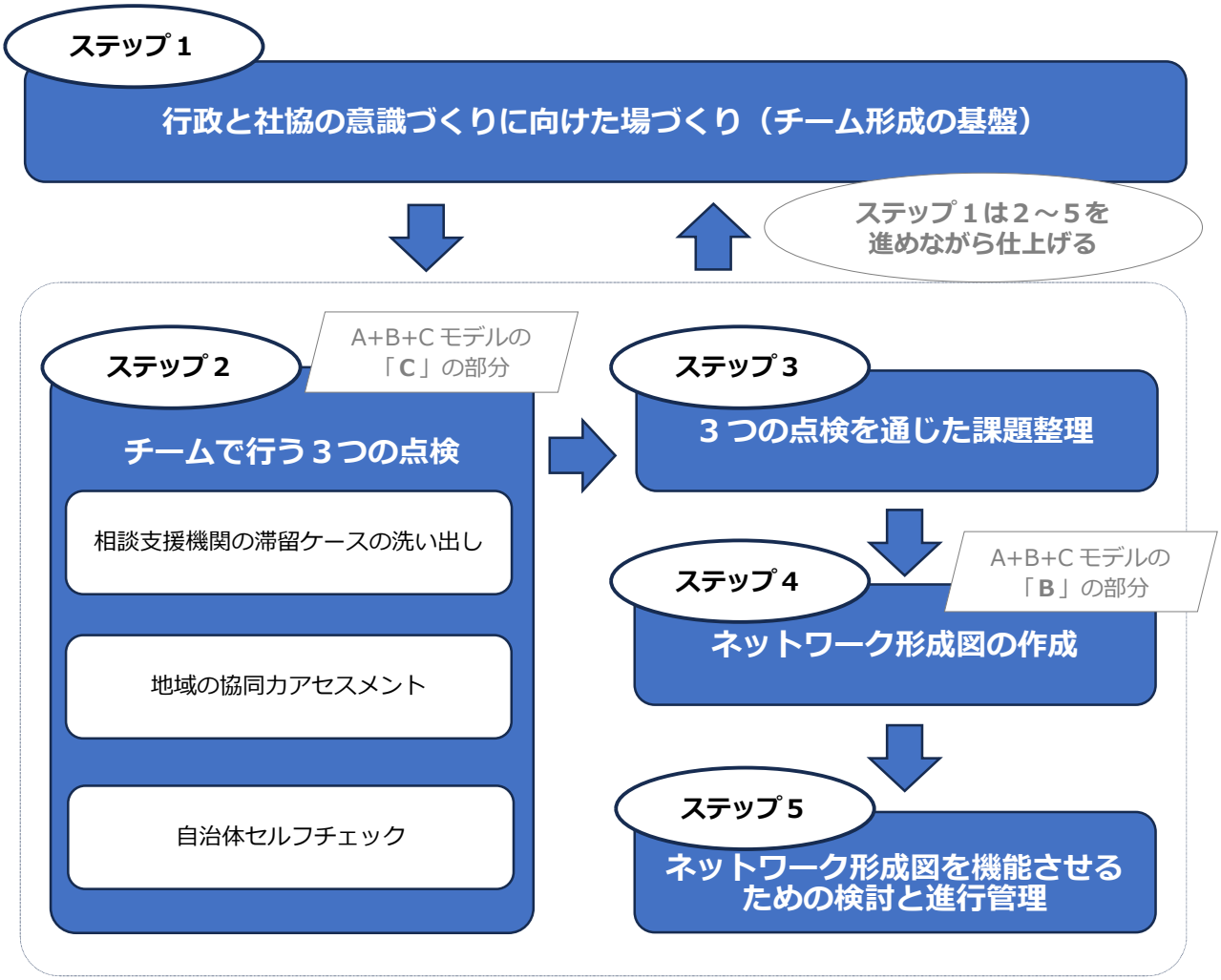

※藤井博志、髙原伸幸、井岡仁志編著『チームでまちをデザインする 包括的な支援体制・重層的支援体制整備事業－推進体制のための協働形成と基本設計づくり－』（2023.3・全国コミュニティライフサポートセンター）で示された工程を再整理

ステップ１
行政と社協の意識づくりに向けた場づくり（チーム形成の基盤）

体制づくりの必要性の共通理解

人口減少、資源減少の中、前述のような「もどかしい課題」に対応していくためには、どのような支援体制や社会資源が必要か、行政と社協間で検討を重ね、共通理解を得ておくことが必要不可欠です。

では、どのように合意形成を図ればいいのでしょうか。
重層的支援体制整備事業を先行する伊丹市では、次のように進めてきました。
ただし、あくまで伊丹市での取り組み例ですので、すべてをこの段階でやりきるということに固執せず、できるところまで話し合うという柔軟な姿勢で進めましょう。

【参考】伊丹市での合意形成の進め方（ポイント）

◆ 首長、部課長級の理解と後ろ盾の確保
組織的に進めるには、首長・部課長級の理解が重要です。担当部長自ら他の部課長級の職員に丁寧な説明を行い、体制づくりの理解を求めました。

◆ 担当者の学びや話し合いの場づくり
分野・部門をまたいだ取り組みであるため課長級で構成される「庁内連携会議」を活用した連携の仕組みが必要でした。まずは研修の実施や相互にかかる悩み、連携上の課題の話し合いを行いました。

◆ 具体的なケースや課題の共有
上記２つを進める中で有効だったのは、実際に相談支援機関が抱える具体的なケースや連携上の課題を検討することでした。具体的なケースや課題を共有し解決に向けた議論を行うことを管理職や専門職に説明することで、包括的な支援体制の構築の必要性を伝えました。
（具体的なケースや連携上の課題はＰ５「もどかしい課題」を参考）

◆ 「支援者支援」の体制づくり
重層的支援体制整備事業の担当部署（担当者）は、困難ケースを一手に引き受けるのではなく、各部門・各機関の「支援者支援」の機能を担う役割であることの合意形成を進めました。

◆ 重層的支援会議や支援会議のルールづくり
庁内及び社協のリーダー級の相談支援担当者で構成される「包括化支援担当者会議」を立ち上げ、どんなケースをどのようにあげていくのか等、運用のルールを丁寧に検討しました。まずは担当者が相談を聞く仕組みとし、困難ケースの投げ込み先にならないよう心がけました。

庁内や社協の担当者同士の協議を通じた多機関協働マニュアルの作成（伊丹市）

伊丹市では、多機関協働事業を取り組むにあたり、令和3年度、市、社協の相談支援窓口の担当者らで構成する「包括化支援担当者会議」を設置しました。

月1回、各担当が抱える悩みや連携課題の共有、その原因の検討等を通じ、相互の業務理解、丁寧なつなぎ方の必要性について共通認識を深めました。

その上で、重層的支援会議・支援会議でどのようなケースを扱うのか、開催頻度やモニタリング方法、出席者の心構え等、1年かけて話し合い、令和4年5月に「多機関協働事業マニュアル」としてまとめました。

現在でも意識していることは、重層的支援体制整備事業担当が一方的に作ってしまうのではなく、メンバーで協議しながら決めることを心がけています。

ステップ２
チームで行う３つの点検

ステップ２では、これまで自治体や地域で積み上げてきた蓄積を振り返り、重層的支援体制整備事業の各事業の一体化にいかせる事業や活動の抽出を行います。

前述の「A+B+C モデル」の C の部分に該当するものです。

（１）相談支援機関の滞留ケースの洗い出し

チームで包括的相談支援体制を検討するには、分野・属性を問わない包括的な相談支援体制の共通理解と、制度の狭間等、滞留ケースの洗い出しが必要です。

包括的な相談支援体制の共通理解

まず、滞留ケースの洗い出しにあたっては、下表を参考に、「分野ごとの相談体制では対応が困難なケース」に対する「包括的な相談支援体制」の視点について共通理解を図りましょう。

分野ごとの相談体制では対応が困難なケース（例）
①世帯の複合課題（本人又は世帯の課題が複合（８０５０、ダブルケア等）） ②制度の狭間（制度の対象外、基準外、一時的なケース） ③自ら相談に行く力がない（頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難、社会的孤立・排除、周囲が気づいていても対応が分からない、見て見ぬ振り（地域の福祉力の脆弱化））
「包括的な相談支援体制」における５つの視点
①権利擁護支援　②本人、家族の社会関係づくり支援 ③地域住民との協働　④予防的アプローチ（早期発見、早期対応） ⑤断らない・受け止める仕組み

出典：【上段】厚生労働省　令和５年度「重層的支援体制構築推進人材養成研修」
日本福祉大学　原田正樹教授　「包括的支援体制の制度的理解・考え方」より抜粋
【下段】藤井博志編著『地域福祉のはじめかた』（2019.11・ミネルヴァ書房）を一部改変

滞留ケースと相談支援体制の課題の洗い出し

滞留ケースの洗い出しとは、児童・障害・高齢・生活困窮・生活保護といった各分野の相談支援機関において、制度の狭間や複合多問題等、定型の対応では課題の解決が困難なケース（滞留ケース）の抽出を行うことです。

併せて、ケースの問題だけでなく、相談支援機関の人員体制・配置、サービス資源の不足や偏り、機関同士の連携課題、既存のネットワークの運営課題等、相

談支援体制の課題も洗い出しをしましょう。

その際、先行事例では、相談機関への紙面でのアンケートだけでなく、相談支援機関・福祉事業所等に出向いて実際にヒアリングを行い、担当者の悩みや現状打開への意識等、紙媒体では見えないやりとりを行うことで、行政と相談支援機関等との相互理解が深まったという、ヒアリングの有効性が少なからず確認されています。

「支援者支援」の体制づくり

これらの取り組みを通じて見えた具体的な問題に対し、「断らない相談支援」に備えるべき機能を満たすための具体的な対策をチームで検討します。

その際、重要となるのは、ステップ１の伊丹市の例にもあるように、重層的支援体制整備事業の担当部局（担当者）が、既存の相談支援機関を支援する「支援者支援」の機能を持つことができるような体制づくりをすることです。

先行研究※では、担当部局（担当者）の役割の共通理解がないまま「無計画」に総合相談窓口を設置した結果、定型の対応では難しいあらゆるケースが投げ込まれ、本来の支援者支援の機能が発揮できず、出口のない個別ケースの対応に終始せざるを得ないという「落とし穴」が指摘されています。

※三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング「重層的支援体制整備事業を検討することになった人、始めてみたけどなんだかうまくいかない人に向けたガイドブック」（2023.3）を参照

（２）地域の協同力アセスメント

重層的支援体制整備事業の三本柱の一つの「地域づくり」は、地域福祉の長年にわたる蓄積の上にあります。

そのため、まずは、その蓄積の上にある地域の現状について、圏域ごとに網羅的に点検することがとても大切です（「Ａ＋Ｂ＋Ｃモデル」の「Ｃ-３」に該当）。

併せて、「地域の協同力アセスメント」の要となるのは、地域福祉の推進を目的とする社協です。社協は地域の現状把握や共有の中心的な役割を担います。

圏域ごとの既存組織･活動や協議の場の書きだし

既存の組織･活動や協議の場（ネットワーク）が、圏域ごとにどのように整備･展開されているか、そこへの地区担当者（社協のコミュニティワーカー等）がどのように関わっているか、併せて、次ページの点検ポイントを参考に、どのような課題があるのか（担当者の見立て）等を明らかにして書き出します。この書き出しは社協が基本的に行いましょう。

その際、エクセル等、圏域別に区分できる様式で整理をすると便利です。

【参考】 地域の協同力アセスメントの様式（例）

組織･活動のシート

協議の場のシート

地域の協同力アセスメントの点検ポイント

① 住民の身近な圏域で、住民による問題の早期発見と住民主体の課題解決力が高まっていますか。
② 住民や専門機関等によるあらゆる相談の受け止めと早期対応が可能となる窓口やネットワークはありますか。
③ 地域課題化から資源開発できる官民の創造的・創発的なネットワークはありますか。
④ 分野別相談支援機関のチームアプローチと、住民と専門職の協働による地域生活支援につながる機会や場はありますか。

出典：藤井博志監修・広島県社会福祉協議会編集『チームでまちをデザインする 包括的な支援体制づくりハンドブック』（2023.3・広島県社会福祉協議会）より抜粋

行政と社協のチームでの点検

前項目で書き出したシート等を基に、行政と社協が合同で現状や課題を共有し合いましょう。

その際、担当者だけで共有するのではなく、地域が持つ力を双方の管理職も含めて共通認識を持つことがとても大切です。

併せて、福祉部局の各分野の担当はもちろんですが、まちづくり上の課題と地域生活課題は重なる部分が多く存在します。庁内の地域運営組織（まちづくり協議会）所管の「まちづくり部局」の参画も本点検においては、重要な要素となります。

（３）自治体セルフチェック

自治体セルフチェックのコンセプトは、これまでの自治体の蓄積をいかすための点検を行うことです。これも「A+B+C モデル」の C の部分に該当します。

実際の点検は、次の項目を参考に、様式を活用しながら行います。

また、前項目と同様、本点検も、担当部局（者）だけにチェックシートの作成を任せるのではなく、社協も含めたチームのメンバーで話し合いをしながら行うことに意義があります。

なお、話し合いのワーク形式での進め方の例も参考にしてください。

カテゴリー	自治体セルフチェックの項目
地域基盤	1. 地域福祉計画で包括的な支援体制の整備の検討についての記載がされていますか？策定期間中の場合は、見直しがされていますか？
	2. 地域福祉計画、各分野の福祉計画に記載された施策は、地域の変化（少子高齢化、人口減少など）に応じてその対策が意識されていますか?
地域づくり	3. 生活支援体制整備事業を高齢者だけでない福祉の地域づくり施策として検討していますか？
	4. 生活困窮者自立支援事業における居場所や中間的就労の場づくりは進んでいますか？
	5. コミュニティ施策担当部署と地域づくりについての連携について話し合ったことはありますか？
庁内連携・多機関協働	6. 高齢・障害・児童・困窮の各分野の重複ケース・孤立対応ケースの洗い出しは行いましたか？
	7. 生活困窮者自立支援事業を中心にした庁内連携会議は機能していますか？
	8. 民間の相談支援機関、社会福祉法人連絡協議会等が行う、制度の狭間の事例や地域生活課題に対応する横断的な連携、交流の場はありますか？
	9. 地域包括ケアシステムと包括的支援体制の連携を話し合いましたか？（介護保険部署と地域福祉部署）
	10. 以上の点について（特に地域づくりについて）、社協の地域福祉活動計画で検討されていますか？

出典：藤井博志監修・広島県社会福祉協議会編集『チームでまちをデザインする 包括的な支援体制づくりハンドブック』（2023.3・広島県社会福祉協議会）より抜粋

自治体のセルフチェックのワーク形式の進め方（例）

① チェックシートの各項目で、自身の分野、部門に関連する事項で不明な点は事前に調べておく（A）
② チェック項目を読んで、できている／できていないに○・×を付ける（△可）（B）
③ ②の評価の理由（現状）を踏まえた気づき、感想を記入（C）
④ どの項目が重点的に取り組む必要があるのかを協議して「重要度」に○を記入

出典：兵庫県･兵庫県社協 令和５年度「包括的支援体制づくりセミナー」の演習の進め方より

自治体セルフチェックシート（様式）

チェック項目（A） （下欄は項目の説明）		○× （B）	気づき、感想 （C）	重要度
【地域基盤】				
1	地域福祉計画で包括的な支援体制の整備の検討についての記載がされていますか？ 策定期間中の場合は、見直しがされていますか？			
	（チェック事項の説明） 行政や関係機関と合意し、協働するための基になります。包括的支援体制は地域福祉計画に位置づけられています。 （社会福祉法 107 条第 1 項 1 号 5 号）			
2	地域福祉計画、各分野の福祉計画に記載された施策は、地域の変化（少子高齢化、人口減少など）に応じてその対策が意識されていますか?			
	（チェック事項の説明） 取り巻く環境の変化（少子高齢化・人口減少・単身世帯の増加など）に対応した行政の機能の強化につながる体制整備という認識が必要です。			
【地域づくり】				
3	生活支援体制整備事業を高齢者だけでない福祉の地域づくり施策として検討していますか？			

チェック項目（A） （下欄は項目の説明）		○× （B）	気づき、感想 （C）	重要度
	（チェック事項の説明） 生活支援コーディネーターが地域のニーズに応じて、高齢者に特化せず、多世代、多属性の地域住民を対象にした活動を展開することが求められています。			
4	生活困窮者自立支援事業における居場所や中間的就労の場づくりは進んでいますか？			
	（チェック事項の説明） 生活困窮者が社会とのつながりを実感し、主体的な参加に向かうことができるように、居場所や就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の場づくりが取り組まれていることも、地域づくりの重要な取り組みです。			
5	コミュニティ施策担当部署と地域づくりについての連携について話し合ったことはありますか？			
	（チェック事項の説明） 福祉のまちづくりとして連携できる課題や場面を検討する必要があり、コミュニティ施策担当部署との連携が重要です。			
【庁内連携・多機関協働】				
6	高齢・障害・児童・困窮の各分野の重複ケース・孤立対応ケースの洗い出しは行いましたか？			
	（チェック事項の説明） ひきこもり、ヤングケアラー、8050 世帯など、SOS を発信しない、自ら相談に行けない人や世帯、フェイドアウトした事例について、洗い出しとその分析を行い、この改善策を検討することが相談機能の強化につながります。			

チェック項目（A） （下欄は項目の説明）		○× （B）	気づき、感想 （C）	重要度
7	生活困窮者自立支援事業を中心にした庁内連携会議は機能していますか？			
	（チェック事項の説明） 庁内の各部署の機能をより活かすために、事例検討、情報共有、計画のPDCA 作業などを含め、庁内の連携会議の現状と会議構成員の気づきを確認します。			
8	民間の相談支援機関、社会福祉法人連絡協議会等が行う、制度の狭間の事例や地域生活課題に対応する横断的な連携、交流の場はありますか？			
	（チェック事項の説明） 多様な社会資源、専門機関によるネットワークづくりと、それぞれの取り組みが地域で共有されていることは多機関協働そのものです。			
9	地域包括ケアシステムと包括的支援体制の連携を話し合いましたか？（介護保険部署と地域福祉部署）			
	（チェック事項の説明） 先行して取り組まれた地域包括ケアシステムの地域づくり、専門職連携、住民の通いの場づくりを包括支援体制の視点から強化するストレングスの視点です。			
10	以上の点について（特に地域づくりについて）、社協の地域福祉活動計画で検討されていますか？			
	（チェック事項の説明） 住民と協議する場（地区社協や中間自治組織など）で住民の意見を参考にして地域福祉活動計画が実効的になるよう検討します。			

出典：藤井博志監修・広島県社会福祉協議会編集『チームでまちをデザインする 包括的な支援体制づくりハンドブック』（2023.3・広島県社会福祉協議会）より抜粋

ステップ３

３つの点検を通じた課題整理

ステップ２の３つの点検を通じて、包括的な支援体制（ネットワーク）の整備に向けた課題の抽出・整理を行います。

課題の整理の仕方は、特に決まった項目はありませんが、下表の着眼点を参考に検討を行いましょう。

なお、圏域（自治会／小学校区／中学校区等）で整理しつつ、それらの課題が重層的支援体制整備事業のどの事業に関連するのかを併せて検討することで、次のステップ４「ネットワーク形成図の作成」につながりやすくなります。

課題整理の際の着眼点（例）

- 早期発見、早期対応できるネットワークをつくるにはどうすればいいか。（相談支援機関のアウトリーチによる住民と専門職の関係づくり、小学校区の既存資源を相談窓口として位置づける等）
- 身近な圏域での住民同士の協働の場・ネットワークをつくるにはどうすればいいか。（自治会域での住民が気になる人について話し合う機会づくり等）
- 日常生活圏域での住民・専門職の協働の場・ネットワークをつくるにはどうすればいいか。（小学校区での住民・専門職の合同での話し合いの場づくり等）
- 庁内・専門職同士の協働の場・ネットワークをつくるにはどうすればいいのか。（庁内での会議設置や人材配置、中学校区での行政・専門職同士の連携会議の設置等）

※兵庫県社協 令和５年度「重層的支援体制整備事業４者協議モデル事業」での成果を基に整理

「滞留ケースの洗い出し」からの検討課題の整理（例）

<table>
<tr><th>点検等区分</th><th>圏域</th><th>検討課題</th><th>検討課題の背景（現状・問題）</th><th>自治体セルフチェック</th></tr>
<tr><td rowspan="5">相談支援従事者向けアンケート</td><td>市域</td><td>１．すべての機関が相談を丸ごとしっかり受け止め、たらい回しにしない人材育成・体制づくり</td><td rowspan="3">・行政の担当者による対応の違いがある。（異動で前任者と対応が変わる）
・他機関へつなぐ際、現場とつなぎ先との温度差や緊急度の認識のズレがある。
・制度サービスについて、各課や関係機関から定期的に情報をもらっているが、実際、自分の担当しているケースが対象になるのか分からなくてつなぎ切れていない。
・困難ケースが解決しなかった要因として、支援側の知識不足や相談（つなぎ）先が分からないという問題。
・ケースをつなぐのは難しい。何をつなぐのか。最後まで見届けることやフィードバックする仕組みが必要。
・インフォーマル資源がそもそも把握できていない
【3-1.の検討にあたっての論点】
支援会議のような場を設置する場合、本庁だけでいいのか、圏域ごとがいいのか。
→本来は、本人やその人が暮らす地域の両方を見るような民生委員やボランティア等と一緒に当事者を支えるということなので圏域ごとがいいが、現実的に可能な人員体制の設計が必要。</td><td rowspan="5">「6.高齢・障害・児童・困窮の各分野の重複ケース・孤立対応ケースの洗い出しは行いましたか？」
⇒「△」
⇒相談機関へのアンケート、ヒアリングは実施済みだが、改善策の検討は未実施。
⇒他部署と連携し、課題を抱えた事例の件数の洗い出しが必要</td></tr>
<tr><td>市域 or 旧町</td><td>２．相談機関同士を横つなぎする「相談支援包括化推進員」の設置</td></tr>
<tr><td>市域 or 旧町</td><td>３-1．支援会議の設置と圏域の設定</td></tr>
<tr><td>旧町</td><td>3-2．住民と専門職のネットワークを目指した専門職のネットワークづくり</td><td>保健師による旧町単位での地区担当制の設置＆保健師・社協コミュニティワーカー・生活支援コーディネーターによる旧町単位での専門職のネットワークの設置が必要。</td></tr>
<tr><td>市域～自治会域</td><td>4.予防的支援やつないだ後の伴走支援の体制づくり</td><td>・実際に相談につながっているのはすでに問題が顕在化しているケース。そのような場合でも、予防的な体制ができておらず、窓口では、今困っていると相談してきた部分への対処療法に留まっている。根本的な解決までつながっていない。
・相談従事者へのヒアリングでは、関わりがなくなっても気になるケースとして、発達障害や精神障害、軽度の知的障害が疑われる子育て中の母親とその障害のある子どもの世帯、学校を卒業して療育から外れた障害者等が挙げられた。</td></tr>
</table>

「地域の協同力アセスメント」からの検討課題の整理（例）

点検等区分	圏域	検討課題	検討課題の背景（現状・問題）	自治体セルフチェック
地域の協同力アセスメント	小学校区	5.まちづくり協議会が、地域の福祉に関して、制度だけで対応できない多様な問題に関する話し合いができる組織（福祉部会）や協議の場づくり	・社協は小地域福祉活動の核となる圏域を小学校区と計画で定めている。 ・社協ワーカーが関わっている協議会と関われていない協議会がある。参画していても社協の役割がはっきりしない ⇒福祉的な問題を話し合う場が無い。福祉部会が設定されている地区もあるが、内容は敬老会等のイベント中心。 ・市福祉部署とコミュニティ施策担当部署の連携は可能なため、対応について検討を行う。 （昨年度、ある地区で交通手段がないのでどう対応するかという課題について、地域包括支援センターや地域おこし協力隊の所管部署が一緒に地域に入って話し合った実績があるため）	「5．コミュニティ施策担当部署と地域づくりについての連携について話し合ったことはありますか？」 ⇒「○」 ⇒福祉施策にかかる具体的な役割分担までは協議出来ていないため、コミュニティ施策担当部署と福祉部会を検討する
	自治会域	6.自治会域の住民同士のネットワークづくり（協議の場づくり）	・自治会域は高齢者向けのサロンがほとんど（全地区共通） ・話し合いや活動の場がある行政区は 10 か所程度に留まっている。集まっていないわけではないが、サロン等の形になっていない。 ・毎月自治会役員会後、世帯代表が集まる機会があるが、問題が潜在化しやすい特性がある。 〇〇の地区は特にその傾向が強い。重度化してからサービスにつながるケースがある。 ⇒そういう問題をまちづくり協議会や旧町の運営委員会で話し合っていく必要がある。 ・合併前からミニデイがあった地区では、事業終了後にサロンが自主的に立ち上がっているが、ボランティアでやってきた活動のリーダーが引退して衰退している例がある。 ⇒活動をやりたい人がやれるサポート体制が必要。	「３．生活支援体制整備事業を高齢者だけでない福祉の地域づくり施策として検討していますか？」 ⇒「○」 ⇒マップづくりなどを通じて課題を共有し具体的な取り組みを検討したい ⇒定期的な開催で身近な地域での居場所づくりに結び付ける。

ステップ４
ネットワーク形成図の作成

いよいよ、これまでのステップを踏まえて、包括的な支援体制の本質である「ネットワーク」の形成図を作成します。

作図にあたって重要なポイント

① 気になるケースの早期発見に適した自治会域での気に掛け合いづくり関係づくりを行う
② 住民主体の問題解決や地域づくりのための「住民同士の協働」（話し合いの場）を基盤に据える
③ 上記②に加え、「住民と専門職の協働」、「庁内・専門職同士の協働」の３つを連結させた「ボトムアップ型」のネットワークを描く

※兵庫県社協 令和５年度「重層的支援体制整備事業４者協議モデル事業」での成果を基に整理

【手順１】重層的な圏域及び各圏域の機能の描き出し

まず、各圏域において、どのような機能が備わっているべきか、ネットワーク形成図の作成においては、各自治体の地域性に合わせた圏域の設定や機能の整理が前提となります。

理想的には、それらが地域福祉計画（社協の地域福祉推進計画を含む）に位置付けられていることが望ましいでしょう。

ここでは、県及び都市部の伊丹市、中山間地の南あわじ市の各地域福祉（支援）計画で示された各圏域設定を紹介しますので、それぞれの地域の圏域設定の参考にしてください。

圏域の設定と機能（例）

兵庫県

圏域ごとにつくるネットワーク例

地域の実情に応じて設計された重層的な圏域のネットワークを「地域福祉ネットワーク」という。

【第１圏域】
おおよそ自治会域から小学校区圏域における住民の見守り等を進める個別支援のネットワーク
（地域見守り会議、随時型のケース会議等）

【第２圏域】
おおよそ小学校区圏域における住民同士、または住民と福祉専門職によるネットワーク
（地域ネットワーク会議等）

【第３圏域】
おおよそ中学校区圏域における福祉専門職間のネットワーク（地域ケア会議等）

【第４圏域】
市町域における代表者等による制度・仕組みづくりのためのネットワーク
（セーフティネット会議、地域ケア推進会議、地域自立支援協議会等）

出典：兵庫県 「第５期地域福祉支援計画」より抜粋

伊丹市

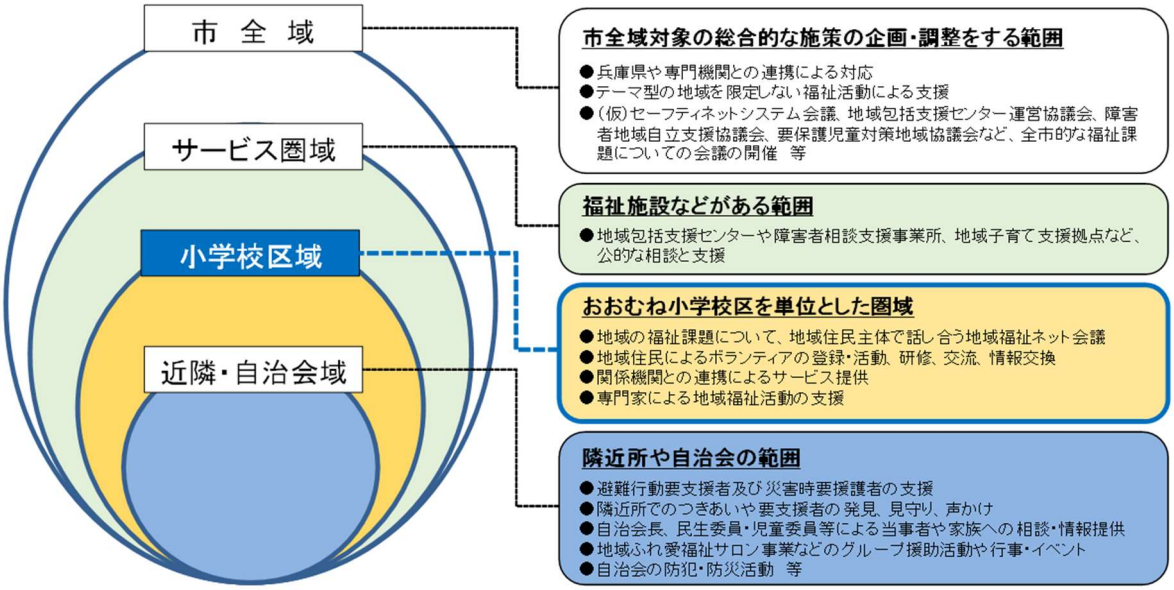

南あわじ市

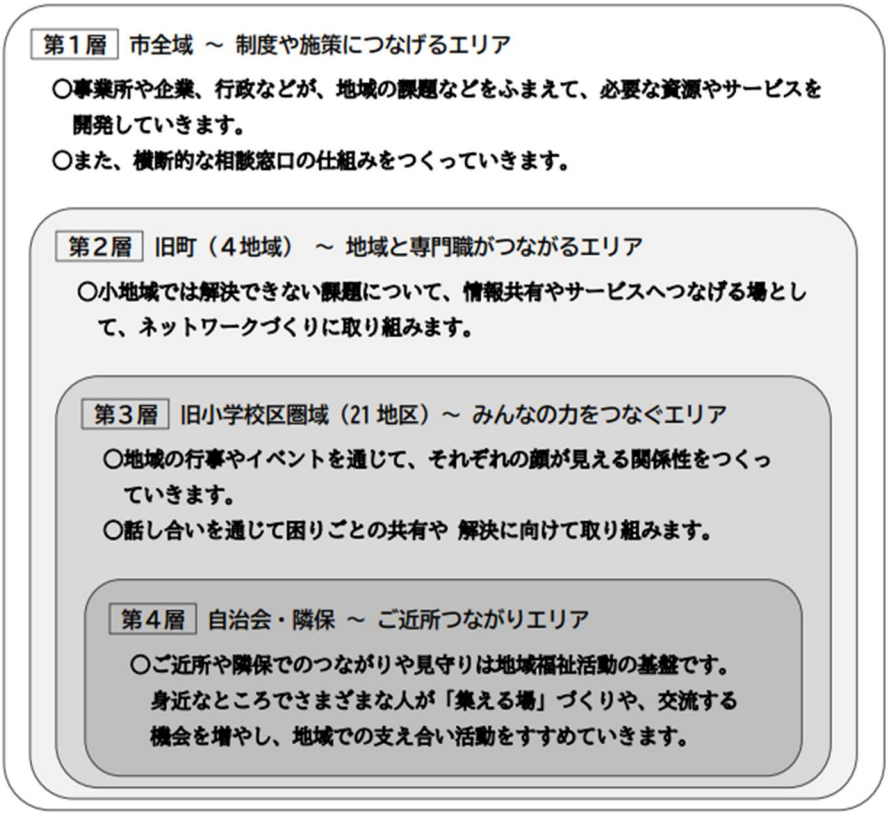

出典：伊丹市、南あわじ市ともに各地域福祉計画より抜粋

【手順２】各圏域の組織・話し合いの場等の現状の描き出し

圏域の設定ができたら、ステップ２の「地域の協同力アセスメント」で見えた各圏域の組織・活動、協議の場、相談支援機関等について、現状の資源を描き出します。まずは、最も住民に身近な「自治会域」から着手してみましょう。

【手順３】これから「あったらいい」「必要だ」という体制の描き出し

最後に、ステップ３で整理した包括的な支援体制をつくる上での取り組み課題を基に、「あったらいい」「必要だ」という包括的支援体制につながる「体制」を手順２の図に描き足していきます。

それらには、各項目同士のネットワークの「線」やアプローチの「矢印」も含まれます。

ポイントとなるのは、福祉専門職・行政による住民の身近な地域へのアウトリーチや住民との協働です。

小学校区等、住民（民生委員）の日常生活圏域での話し合いの場に専門職が参画し、住民との顔の見える関係をつくることや、気になるケースがあった場合に一緒に訪問する等、身近な地域での住民と専門職による協働が、早期発見・早期対応につながることを意識した「会議設置」や「働きかけ」を検討しましょう。

その際、下記の例を参考にしてください。

なお、この作業は、「A+B+C モデル」の B の部分に該当します。

包括的支援体制につながる「体制」を抽出する際の着眼点（例）

- 圏域ごとの会議設置、話し合いの場づくり
- 地域福祉の拠点づくり（既存拠点の活用を含む）
- 住民同士のネットワークとつながる専門職の働きかけ
- 人材の新規配置、配置転換
- 行政機構の改革

※令和５年度 兵庫県社協「重層的支援体制整備事業４者協議モデル事業」での成果を基に整理

手順１～手順３により作成したネットワーク形成図の例（南あわじ市）

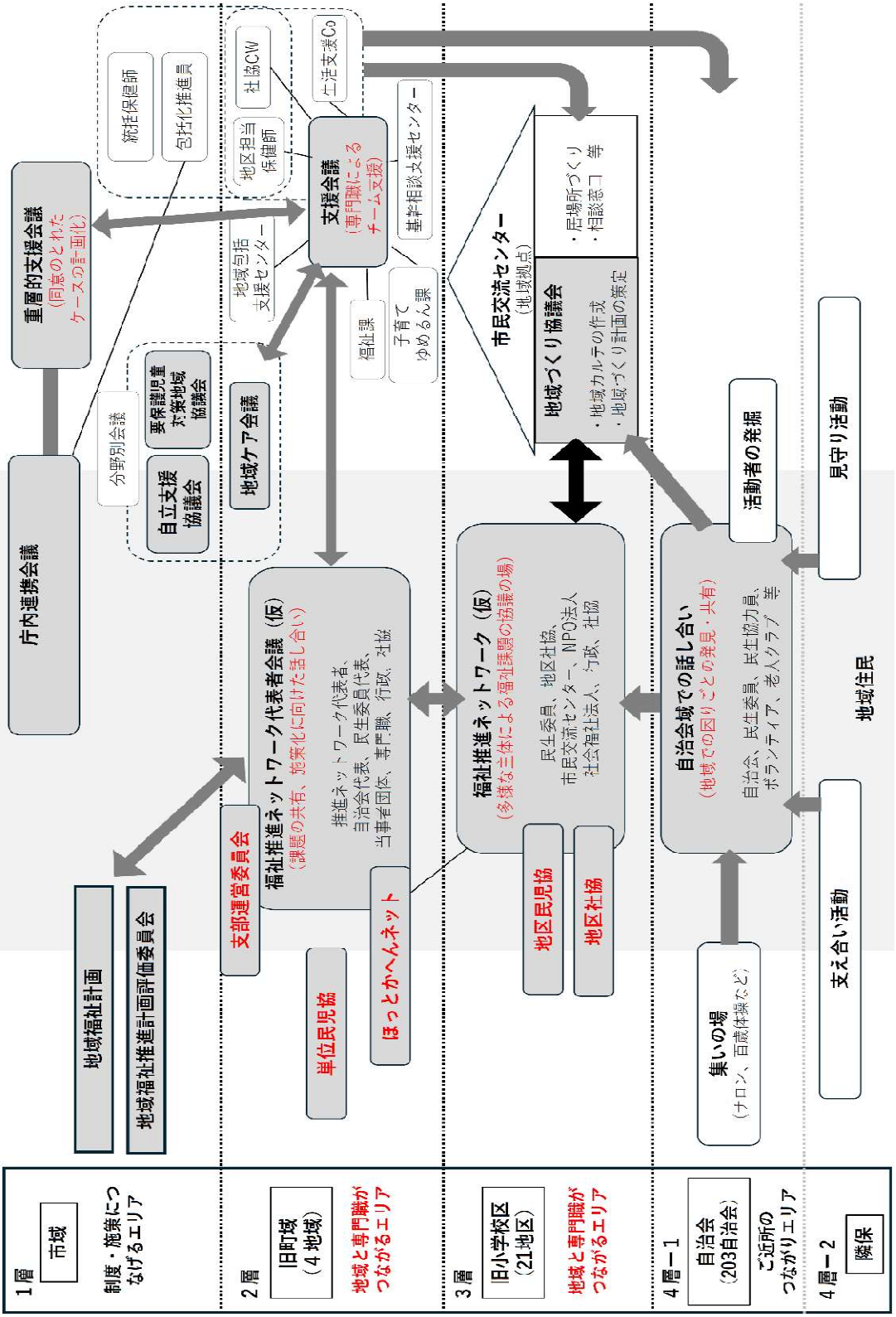

※令和５年度 兵庫県社協「重層的支援体制整備事業４者協議モデル事業」により南あわじ市及び南あわじ市社協が作成

【参考】 小地域を起点としたネットワーク形成図のイメージ
～地域福祉ネットワークの構成　５つのネットワーク～

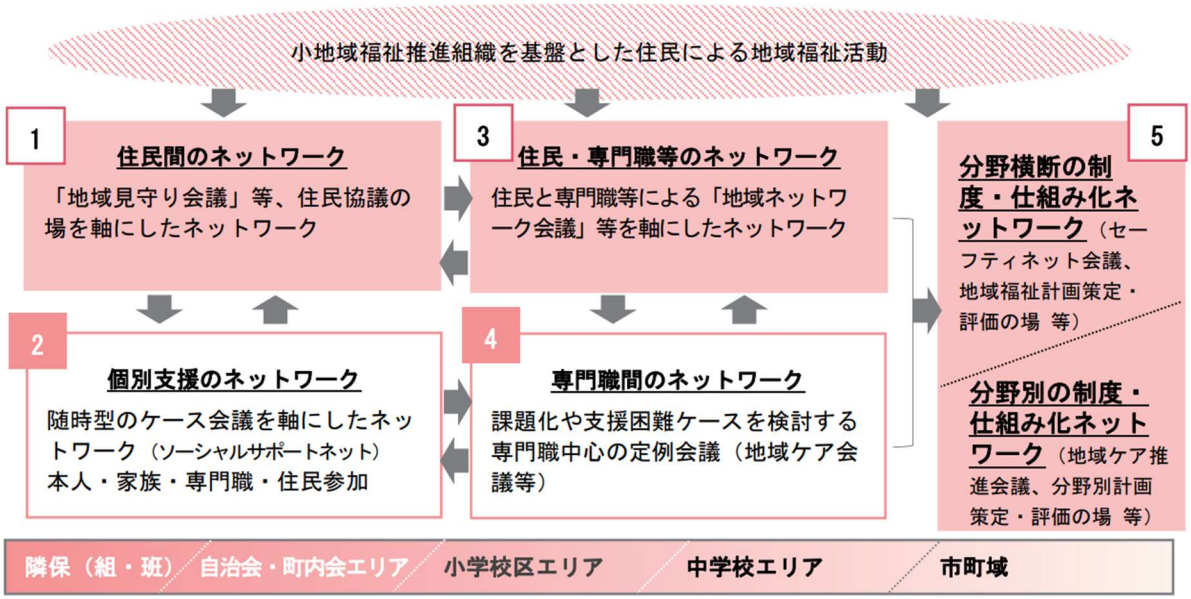

出典：関西学院大学の藤井博志教授作成の図を一部加工
　　兵庫県社協「『地域共生社会』の実現に向けた社協活動指針」（2019.3）

福祉専門職による住民の身近な地域へのアウトリーチ　（養父市社協）
～介護職員やケアマネジャー等も参加する「地区福祉委員会」～

養父市社協は、地域担当職員とともに、ホームヘルパー等の介護職員、ケアマネジャー、障害者相談支援専門員という職種が一緒に地域に入り、住民の暮らしに寄り添う取組みを行っています。

具体的には、旧小学校区 19 地区で年複数回開催される「地区福祉委員会」にチームで出向き、住民との対話を通じて、サービス利用者の地域での暮らしぶりや利用者以外の住民ニーズを把握するなどしています。

地区福祉委員会では、「地域カルテづくり」や「助けあい活動の計画化」など、年度によって話し合うテーマを決めています。こうした蓄積を理解した上で、委員会の運営を支援します。

この取組みの目的は、利用者の地域での様子を支援担当者が知ることに加え、近隣住民とのつながりのきっかけとすること、そして何より、福祉専門職として住民による地域づくりを支援する関わりについて理解をすすめることです。

地域に入り住民の声を聴くことによって、少しずつ地域をみる眼が養われています。利用者と地域のつながりを意識し、ゴミ出しを手伝っている住民に声をかけたり、利用者とサロンをつなげたりといったこともみられています。

現在は、市の地域包括支援センターや福祉事務所の職員も一緒に参加するなど、活動の輪が広がっています。

ステップ５
ネットワーク形成図を機能させるための検討と進行管理

ネットワーク形成図を作成したら終わり、ではまさに「絵に描いた餅」です。
ステップ４【手順３】で描き出した「体制」（「A+B+C モデル」の B の部分）をどのようにすれば機能するのかを検討することが重要です。
また、形成図を関係者がチームとなって点検し、実情に応じて柔軟に改善していくことも大切です。
そのためには、地域福祉計画（重層的支援体制整備事業実施計画を含む）及び社協の地域福祉推進計画の両計画において、形成図の点検を進行管理の仕組みに位置づけることが必要です。
さらに、計画の内容についても、単なる事業の羅列ではなく、政策や事業間の連携、地域福祉の圏域の設定、総合相談や権利擁護の考え方、地区社協や福祉委員会等の地域の組織化等、包括的な支援体制づくりにつながる要素が記載されているかという視点で評価が必要です。
なお、包括的相談支援事業や多機関協働事業の主体は行政や専門職ですが、地域づくりや参加支援の主役は住民や当事者です。
そのため、進行管理にあたっては、仕事として進める前者の事業に対し、暮らしの中で進められる後者の取り組みでは、進むスピード、変化や成果が感じられるまでの時間が異なることに留意することも必要です。

最後に

本書では、包括的な支援体制づくりの入門編として、行政と社協がチームとなり、住民、当事者を中心に据えた地域共生社会に向けて、具体的なイメージを持ちつつ、住民と専門職の協働のネットワークを描くための方策を示してきました。
繰り返しになりますが、地域共生社会の実現に向けた行政の責務は、重層的支援体制整備事業の実施ではなく、包括的な支援体制の整備です。
その体制は住民との協働なくしては成しえません。
また、特定の部署（担当者）だけでも整備できるものでもありません。
今回お示しした方策を活用しながら、住民とともに、行政がイニシアティブを発揮しつつ、社協は小地域福祉活動を基盤にした地域づくり支援の中心的な役割を担いながら、多様な主体がチームとなって話し合いを継続し、地域共生社会の実現を目指していただきたいと思います。

資料

① 社会福祉法（抄） 31
② 厚生労働省令和５年８月８日「重層的支援体制整備事業の実施について」
（別添１「重層的支援体制整備事業の実施における留意事項」） 34
③ 兵庫県第５期地域福祉支援計画概要 36
④ 令和５年度重層的支援体制整備事業４者協議モデル事業　実施要領 37
⑤ 令和５年度包括的支援体制づくり推進会議　設置要項、委員名簿 38

①社会福祉法（抄）

（目的）
第一条
　この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）
第四条
　地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
2　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
3　地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）
第六条（略）
2　国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
3　国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

（包括的な支援体制の整備）
第百六条の三
　市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
二　地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
三　生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
2　厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（重層的支援体制整備事業）
第百六条の四
　市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。
2　前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。
一　地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
イ　介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
ロ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
ハ　子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業
ニ　生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業
二　地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
三　地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
イ　介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
ロ　介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
ハ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ　子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業
四　地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
五　複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
六　前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

（支援会議）
第百六条の六
　市町村は、支援関係機関、第百六条の四第四項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。
2　支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
3　支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
4　支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。
5　支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
6　前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

②厚生労働省令和５年８月８日「重層的支援体制整備事業の実施について」（別添１「重層的支援体制整備事業の実施における留意事項」）

別添１

重層的支援体制整備事業の実施における留意事項

１．重層的支援体制整備事業実施に係る心構え

市町村において包括的な支援体制を整備するに当たっては、個別支援と地域に対する支援の両面を通じて、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化することが必要である。そのためには、

・相談支援を通じて、本人や世帯の属性を問わず包括的に受け止め、支援関係機関全体で支援を進めること

・参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施すること

・地域づくりに向けた支援を通じて、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境

整備を実施することが必要であり、一つの有力な手法として、重層的支援体制整備事業（以下本留意事項において「重層事業」という。）が位置づけられている。

したがって、重層事業においては、市町村内の各種施策に係る支援関係機関等が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要である。このためには、地域住民や支援関係機関等との間で意見交換や対話を繰り返し、目的意識を共有するといったプロセスが必要不可欠である。

他方、このプロセスを経ぬまま、重層事業に必要な形式的要件を具備することや、支援会議や重層的支援会議の設置を優先すると、関係者の負担感ばかりが増幅し、体制構築が進まず、実際にも以下のような事例が報告されている。

・会議体を開催してはみたものの、その場限りの関係性にとどまってしまい、連携・協働の体制として発展していかない

・重層事業を構成する全ての取組の実施に至ったものの、各分野別個の支援にとどまっており、地域における支援ニーズを踏まえた新たな発想が生まれない

また、重層事業とは、既存の業務の総量を減らすための仕組みではなく、支援関係機関単独では対応が難しいケースに対し、各機関等が本来の機能を発揮し、また、住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら、「チーム」として支援していく仕組みである。

したがって、各市町村における重層事業の担当部署及び担当者は、既存の支援関係機関等を支援する、いわゆる「支援者支援」の機能を担うべきであって、個別の対象者への支援や、地域活動への支援を一手に担ってしまうことは、決して望ましいものではない。特に、いわゆる「支援困難ケース」の担当部署となり、担当者が孤立し疲弊するような状況になってしまうと、重層事業本来の意義が失われる結果となりかねないことに留意が必要である。

重層事業を実施する全ての市町村においては、こうした点について十分に認識し、庁内における組織的な検討作業、庁外の関係者との関係性づくりのいずれにおいても、丁寧に合意形成を図ることを旨としてほしい。

２．重層事業実施に向けて必要なプロセス

重層事業の実施に向けて、少なくとも以下のプロセスは必要であるので、ご留意いただきたい。

（１）なぜ「わがまち」に重層事業が必要なのかの理解

人口減少が進展し、行政のリソースも減少することが想定される中、将来の「わがまち」において複雑化・複合化した支援ニーズにアプローチしていくためにどのような支援体制や社会資源が求められるのか、検討を経た上で重層事業を実施することが重要である。このためには、まずは「わがまち」の目指す将来を想像し、現状の地域活動や住民同士のつながりなども勘案した上で、重層事業を活用して包括的な支援体制を構築することの必要性について、庁内外で理解を得ておくことが必要である。

（２）「重層的」な取組を行うことの合意

重層事業は、個別の対象者への支援や、地域活動への支援が担当部署に集中してしまうことは想定しておらず、「チーム」として支援していく仕組みであることは、１で述べたとおりである。

このような体制を構築するためには、まずは庁内外において、以下の観点から「重層的」な取組を行うことへの合意を得る必要があり、これを経ずに実施すると、重層事業により各分野や支援関係機関間の新たな「押し付け合い」が発生してしまうおそれがあることにご留意いただきたい。

・高齢・障害・子ども・生活困窮を始めとした各分野の支援の相互の重なり合いが重要であること
・アウトリーチ、相談支援、参加支援といった一連の支援の相互の重なり合いが重要であること
・各福祉制度と、住民主体の地域活動等との相互の重なり合いが重要であること

（３）事業のデザイン

重層事業は、（１）及び（２）のような観点を踏まえた上で、地域の実情に応じた事業設計を行うことが重要である。したがって、他地域の先進事例等を単純に取り入れるのではなく、以下のような観点から、市町村が主体的に事業を「デザイン」することが必要である。

・庁内の体制を分析した上で、個別支援において連携・協働していくためにどのような組織づくりが必要なのか
・「わがまち」の強みや、今後活かせそうな社会資源等を把握した上で、それらを組み合わせることでどのような取組が可能か

また、包括的な支援体制を今後も持続可能なものとしていくためには、庁内の体制の変化や、地域社会の変容に応じて、適宜見直せるような柔軟な仕組みとすることも重要である。

第５期兵庫県地域福祉支援計画　概要

Ⅰ 計画の概要

1 策定趣旨

複雑化・複合化した課題（8050 問題、ひきこもり、ヤングケアラー等）の顕在化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による社会的孤立・社会的排除が深刻化している地域社会の現状、地域福祉政策の動向等を踏まえ、第５期計画を策定

2 計画の位置づけ

・市町が目指すべき地域福祉の基本的方針を定める計画
・「ひょうごビジョン 2050」等の県の基本計画を踏まえ、高齢、障害、児童、生活困窮等の各分野において取り組むべき共通事項を示す実施計画

3 計画期間

2024（令和６）年度～2028（令和 10）年度（計画期間５年）

4 主な福祉政策の動向

社会福祉法の改正（重層的支援体制整備事業等の創設）、孤独・孤立対策推進法の制定、こども家庭庁の創設等

5 第４期地域福祉支援計画の評価

○県内 41 市町中、38 市町が地域福祉計画を策定済
○全県的な地域福祉の推進や地域格差の是正を図るためには、計画未策定町（多可町、市川町、上郡町）への対応や計画策定市町のフォローアップが必要

Ⅱ 地域社会の現状

○世帯規模の縮小
［平均世帯人員 2.39 人(2015 年)⇒2.09 人(2040 年)本県］
○人間関係の希薄化
［地域で付き合いがないと感じる人の割合 31.8%(2015 年)⇒43.4%(2022 年)全国］
○要支援・要介護認定者数の増加
［34.0 万人(2022 年)⇒43.2 万人(2040 年)本県］
○障害者数の増加
［33.0 万人(2015 年)⇒34.6 万人(2022 年)兵庫県］
○児童虐待相談受付件数の増加
［14,759 件(2018 年)⇒19,498 件(2022 年)兵庫県］

Ⅲ 地域福祉を推進する上での課題

1 複合的な課題、制度の狭間の課題等への対応強化

○8050 問題、ダブルケア等複合的課題への対応
○ひきこもり、ヤングケアラー等制度の狭間の課題への対応
○孤立した生活困窮者等の早期発見、社会参加の促進
○本人中心の地域生活を支援する権利擁護施策の強化

2 住民が主体となった地域づくりの推進

○住民の自主的・自律的な地域づくりの取組への支援
○公民協働による地域福祉ネットワークの形成
○コミュニティの相互扶助機能の低下への対応
○平時から災害時を想定した支え合いの仕組みづくり

3 地域を支える人と組織の多様化及び裾野の拡大

○住民の地域福祉の担い手としての意識醸成
○住民、地域団体、企業、学校など幅広い層の参画促進
○民生委員・児童委員等の地域福祉の担い手の確保
○福祉・介護の人材不足への対応

4 庁内連携及び関係団体との連携の強化

○福祉部局、地域づくり部局、教委等との庁内連携の強化
○行政と社協の役割を踏まえた連携の強化

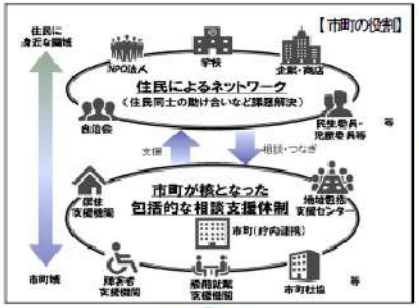

【県の役割】
・包括的支援体制構築支援
・先導的な地域づくり活動支援

Ⅳ 計画の目標・推進方策

目標　つながり・支え合いのある地域共生社会ひょうご　～“誰も取り残されない”地域づくり ～

年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、SDGsの趣旨に沿って全ての人が地域社会の一員として包摂され、多様な主体が我が事として参画し、誰も取り残されず、世代や分野を超えてつながり・支え合うことで、地域住民一人ひとりの暮らし・生きがい、地域をともにつくる地域共生社会を目指す

【推進方策】	【主な県施策】	【主な数値目標】
1 包括的に支援する体制づくり ○分野横断的な支援体制の構築に向けた体制の整備（重層的支援体制整備事業の推進） ○地域の関係者との連携による地域生活課題の早期把握 ○生活困窮者等に対する分野横断的な対策の推進 ○権利擁護支援体制の充実	○重層的支援体制整備事業 ○ヤングケアラー支援体制拡充事業 ○子ども食堂・ヤングケアラー等応援プロジェクト ○ひょうごフードサポートネット・アウトリーチ推進事業 ○ひきこもり対策総合支援事業 ○生活困窮者自立支援事業 ○孤独・孤立対策推進事業 ○権利擁護支援体制整備・拡充事業	○包括的な支援体制の構築 ・重層的支援体制整備事業の実施市町数 6 市(R5) → 41 市町(R10) ・権利擁護サポーターの配置市町数 (R6 新規事業) → 41 市町(R10)
2 安心して暮らせる地域づくり ○福祉の視点からの地域づくりの推進 ○地域福祉ネットワークの構築 ○地域を支える活動の基盤強化 ○社会福祉法人の専門性を生かした地域における公益的な取組等の推進 ○住民の主体的な健康づくりの推進 ○認知症の予防・早期発見、地域で支える仕組みの構築 ○障害支援施設等からの地域移行・地域定着を支援 ○外国人が安心して生活できる環境整備 ○災害時に備えた平時からの対応 ○特殊詐欺被害の防止 ○地域福祉を支える財源確保（寄附文化の醸成等） ○福祉以外の様々な分野（まちづくり、住宅、産業、教育、医療、防災等）との連携	○地域包括支援推進事業（生活支援体制整備） ○地域見守りネットワーク応援協定 ○ひょうご公民連携プラットフォーム ○ひょうごフィールドパビリオンの展開 ○社会福祉法人連絡協議会（ほっとかんネット）との連携・協働の推進 ○認知症地域支援ネットワークの強化 ○外国人留学生採用ワンストップ相談窓口の運営 ○災害福祉広域支援ネットワーク体制整備事業 ○特殊詐欺等被害防止啓発事業 ○ふるさとひょうご寄附金による各種プロジェクトの推進 ○地域と学校の連携・協働体制推進事業	○住民主体の豊かで多様なつながりのある地域づくりの推進 ・生活の満足度の割合 60.5%(R4) → 67.0%(R10) ・「通いの場」への高齢者の参加率 9.1%(R3) → 11.6%(R8) ○地域福祉ネットワークの構築 ・地域見守りネットワーク応援協定数 48 団体(R5) → 65 団体(R10)
3 地域づくりを担う人づくり ○住民の地域づくり活動のきっかけづくりへの支援 ○高齢者、障害者や若者等の目線に立った地域づくりに参画する住民の育成 ○地域の支え合いや“つなぎ・つながる”を支える地域福祉の担い手づくり ○学校、企業等の多様な主体の参画の促進 ○福祉・介護人材の確保（定着）及び資質の向上	○SDGs HYOGO 青年チャレンジ事業 ○地域おこし協力隊等ネットワーク構築支援事業 ○民生委員の担い手確保対策 ○県職員の社会参画サポート制度の推進 ○ひょうご不登校対策プロジェクト ○介護人材確保・定着支援事業	○地域福祉の担い手を拡大するための幅広い層の参画の促進 ・民生委員・児童委員の充足率 93.3%(R5) → 94.3% (R10) ・ひょうごケア・アシスタント参加者数 49 人(R4) → 毎年300 人(R8)
4 計画的な地域福祉の推進 ○各主体の協働推進 ○社会福祉協議会との連携・協働 ○地域福祉計画の進行管理・評価等の実施 ○行政職員の意識改革	○社会福祉政策への提言説明会 ○市町チェックシートの作成・配布 ○地域福祉に関する市町別データの収集・整理 ○コミュニティワークに関する職員研修	○地域の実情を踏まえた市町地域福祉計画の策定・改定等 ・地域福祉計画策定市町数 38 市町(R5) → 41 市町(R10)

【計画の推進】

1 県施策のフォローアップの実施
社会福祉審議会等での支援策の評価フォローアップの実施

2 市町に対する支援
① 計画未策定町
未策定町の実情に応じた伴走型の策定支援
② 計画策定済み市町
市町が地域福祉計画に基づく取組を評価するためのチェックリストを県で作成し、市町による計画のフォローアップを支援
③ 情報提供
地域福祉に関する市町別のデータや先進的な取組事例等を収集・整理して提供

④令和５年度重層的支援体制整備事業４者協議モデル事業　実施要領

目的

包括的な支援体制の整備に即した重層的支援体制整備事業（以下、重層事業）の実施につながるよう、市町・市町社協・県・県社協の４者で協議を行いつつ、実施に向けた具体的な方策を見出すとともに、重層事業の実施準備に際し、行政や社協の所管課の課題感※に対応する方策の検討につなげる。

※課題感の例

・「もうできているのでは」という他部署からの声にどう対応するか
・何から始めればいいのか
・行政庁内、行政と社協間の連携をどう強化するか
・どんなイメージをすればいいのか

実施対象

１ヵ所　南あわじ市・南あわじ市社会福祉協議会

〔選定理由〕

①来年度に移行準備事業を実施予定の自治体で、今年度のモデル事業の方策を実施に向けて反映する期間がある。
②行政及び社協の双方が協働して実施する意向がある。
③前年度から首長や行政所管課が主導的に準備を進める等、行政が積極的に体制づくりを進めようという素地がある。

実施方法

重層事業に先行的に取り組む自治体等への支援経験を有するアドバイザーを招聘し、当該市を訪問し、市、市社協、県、県社協の４者とアドバイザーを交えて協議をしつつ、体制づくりの視点や進め方の具体的な助言を行う。

また、適宜、４者のみでの協議や県及び県社協から情報提供を行い、進捗状況をアドバイザーと共有する。

アドバイザー

ローカリズム・ラボ 代表 井岡 仁志氏

スケジュール

６月～　モデル事業開始（訪問４回程度）
７月　　推進会議①
１月　　推進会議②

留意事項

本事業対象の市、市社協は、包括的な支援体制の整備に即した体制づくりを進めるため、アドバイザーからの助言を踏まえた対応が実施できるよう、可能な方策を検討する。

また、市及び市社協は、別途、県社協開催の「包括的支援体制づくり推進会議」にオブザーバーとして参画する。

なお、アドバイザーに係る費用（謝金、旅費）は県社協が負担する。

⑤令和５年度包括的支援体制づくり推進会議　設置要項・委員名簿

（目的）

第１条　各市町域における包括的な支援体制の整備に向けて、体制整備における諸課題に対応するための方向性や具体的な方策を検討するとともに、その普及、推進のために県域で必要な方向性や方策について検討することを目的とし設置する。

（検討内容）

第２条　「包括的支援体制づくり推進会議」（以下、「推進会議」）は、次に掲げる事項について検討する。

体制整備を進める上での基本的な視点、考え方に関すること
体制整備を進める上での課題に対する方向性、方策に関すること
体制整備を進める上で、県域で必要な方向性、方策に関すること
その他、推進会議の目的達成に関すること

（構成）

第３条　推進会議は、次の各号をもって構成する。但し、委員長の判断によりオブザーバーが参加するものとする。

（１）市町行政の所管部門の職員
（２）市町社会福祉協議会の職員
（３）社会福祉法人連絡協議会の代表者
（４）学識経験者
（５）県の所管部門の職員

（委員長）

第４条　委員の互選に基づき委員長を選任する。

（開催方法）

第５条　推進会議は、原則としてオンラインにより開催する。

（謝金）

第６条　第３条の学識経験を有する構成員が本会議に出席したときは、「学識経験を有する委員の謝金基準」を準用し謝金を支払うこととする。

（任期）

第７条　委員の任期は、令和６年３月３１日までとする。

（庶務）

第８条　推進会議の庶務は本会地域福祉部において処理する。

附則　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

令和５年度 包括的支援体制づくり推進会議　　委員等名簿

氏　名	所　属　・　役　職
丸山　孝興	伊丹市健康福祉部（共生福祉社会推進担当）　主幹
凪　保憲	淡路市社会福祉協議会　事務局長
澤村　安由里	兵庫県社会福祉法人連絡協議会代表者等連絡会　代表 （(福)山路福祉会 特別養護老人ホーム山路園 施設長）
永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科　教授
井岡　仁志	ローカリズム・ラボ　代表
岡田　翼	兵庫県福祉部地域福祉課　主幹

【オブザーバー】（令和５年度重層的支援体制整備事業４者協議モデル事業実施対象自治体・社協）

氏　名	所　属　・　役　職
前川　恵理	南あわじ市　市民福祉部付課長兼地域包括支援室長
平見　明子	南あわじ市社会福祉協議会　地域生活支援部長

包括的な支援体制づくりのはじめの一歩 ～チームでわがまちをデザインする～

発　行　令和６年３月
発行者　社会福祉法人　兵庫県社会福祉協議会
〒651-0062　神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター内
TEL 078-242-4633　　FAX 078-242-4153
ホームページ https://www.hyogo-wel.or.jp/